

～よこすかの子育て世代を応援します～

# 「子ども・子育て支援新制度」スタートガイド

横須賀市 こども育成部 平成26年8月現在

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題など、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度（「新制度」といいます。）」がスタートします。

このガイドでは、新制度の概要と施設等のご利用にあたっての手続きなどを、小学校就学前のお子様をお持ちの皆様にお知らせするものです。

## 新制度の内容は？ 何が変わっていくの？



幼児期の教育・保育を総合的に提供していきます



新制度では、幼稚園と保育園への支援に加えて、「認定こども園」の設置認可の手続きを簡素化するなどして普及を支援し、幼児期の教育・保育を総合的に提供する場を確保していきます。 ➡ 詳しくは2ページ



幼児期の教育・保育に公費を投入する新たな仕組みを創設します

小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、幼稚園や保育園、認定こども園などの運営や事業の実施に必要な経費の一部に公費を投入する新たな仕組み（「施設型給付」といいます。）を創設します。これにともない、お子様一人ひとりに対して利用資格の確認（「支給認定」といいます。）をおこなっていきます。

➡ 詳しくは2・4ページ



地域の子ども・子育て支援の充実を図ります



妊婦健康診査事業、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）、一時預かり事業などの13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法的に位置づけ、国や県が財政支援をおこない、横須賀市の実情に応じて計画的に整備、実施していきます。

この「地域子ども・子育て支援事業」は、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援となっています。 ➡ 詳しくは5ページ

# 現在の幼稚園や保育園は新制度でどうなるの？

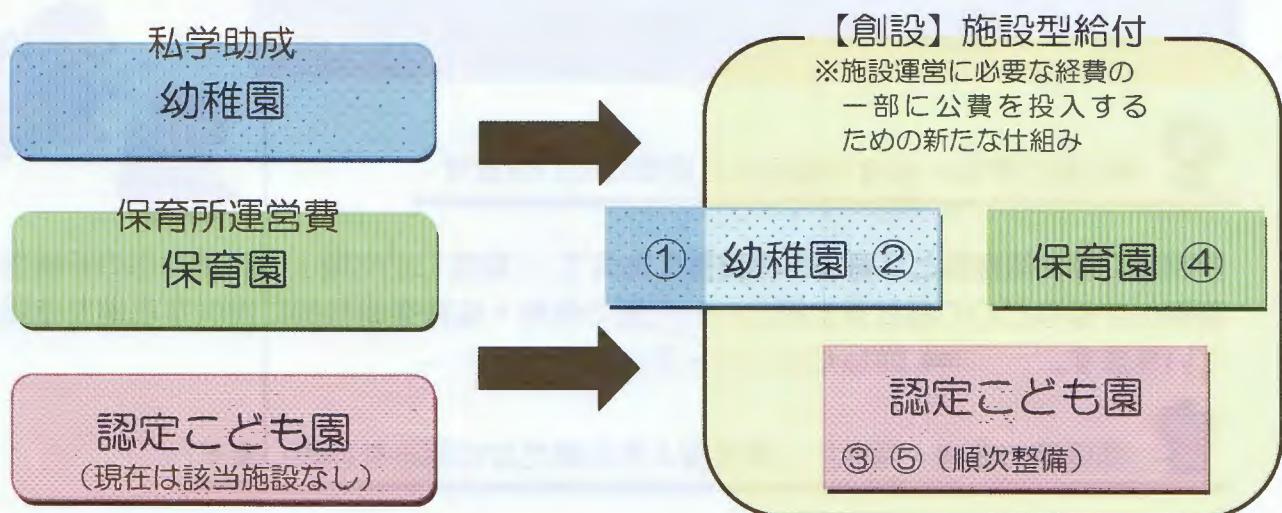


はじめに、現在の幼稚園と保育園の主な特色を整理しておきましょう。

子育てと仕事の両立、高齢者や病気の人の介護のため、幼児教育や集団生活の学習の場としてなど、ご家庭の事情に応じて選択して利用していただいているます。

	幼稚園	保育園
利用条件	特になし	保育を必要とする事由に該当すること
対象年齢	3~5歳	0~5歳
利用時間	午前中から昼過ぎまでの時間 ※園により預かり保育を実施	朝から夕方までの時間 ※園により延長保育を実施
給食	各園で設定	3歳未満は完全給食 3歳以上は原則として主食持参
保育料	各園で設定	世帯の所得に応じて市が決定

次に、新年度における「幼児期の教育・保育の総合的な提供」の簡易なイメージです。



今後、幼稚園は、施設ごとに①私学助成を継続する（施設型給付に移らない）②幼稚園のまま施設型給付に移る、③認定こども園として施設型給付に移る、という判断をおこなっていきます。

また、保育園は、施設ごとに④保育園のまま施設型給付に移る、⑤認定こども園として施設型給付に移る、という判断をおこなっていきます。

## 認定こども園について（横須賀市の取り組み）



現在、横須賀市には認定こども園はありませんが、新制度スタート時だけでなく、いつでも認定こども園へ移ることは可能な仕組みになっており、横須賀市では継続して意向調査をおこない、意向のある施設については手続きなど支援をしていきます。

## 新制度での施設選びはどのようにすればいいの？

お子様の年齢や保護者の皆様の働き方により、ご利用できる施設や事業を選ぶことができます。



就労状況	子どもの年齢	
	0～2歳	3～5歳
保護者全員が就労しており、かつ全員フルタイムであるご世帯 (ひとり親世帯を含む)	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 地域型保育	<input type="checkbox"/> 幼稚園 + 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園
保護者全員が就労しており、いずれかの方がパートタイムであるご世帯 (ひとり親世帯を含む)	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 地域型保育	<input type="checkbox"/> 幼稚園 + 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 認定こども園
保護者のいずれかが専業主婦（夫）のご世帯	[在宅で子育て] <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 	[施設を利用] <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 [在宅で子育て] <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業 

※ 施設や地域型保育を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。

詳しくは4ページをご覧ください。

## 地域型保育について（横須賀市の取り組み）



新制度では、待機児童の多い0～2歳を対象とする保育事業を、新たに市町村の認可事業として創設します。横須賀市では、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育については、今後整備していく予定です。

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって少人数での保育をおこないます

### 家庭的保育

定員5人以下で、家庭保育福祉員の自宅でお子様の保育をおこないます。



### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育をおこないます。

### 小規模保育

定員6～19人で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育をおこないます。



### 居宅訪問型保育

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1で保育をおこないます。

# 支給認定ってどうやって受けるの?



新制度における給付対象施設や事業を利用する場合、お子様の年齢や保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けることが必要になります。この「支給認定」は、保護者の皆様の申請に基づき、市が「支給認定証」を交付することによりおこないます。なお、給付対象施設に移行しない幼稚園については支給認定を受ける必要はありません。

年齢と保育の必要性	認定区分	主な利用先
満3歳以上で、教育を希望される場合	1号認定	幼稚園、認定こども園
満3歳以上で、「保育を必要とする事由（下記参照）」に該当し、保育を希望される場合	2号認定	保育園、認定こども園
満3歳未満で、「保育を必要とする事由（下記参照）」に該当し、保育を希望される場合	3号認定	保育園、認定こども園、地域型保育

このうち、保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに「保育の必要量」として、保護者の就労状況（フルタイムやパートタイムなど）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることが必要となります。

なお、他の事由についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がなされます。

区分	就労時間	施設利用可能時間
保育標準時間	120時間以上／月	11時間／日
保育短時間	64時間以上／月	8時間／日

※留意事項 利用可能時間は、施設が開所している時間内の範囲での利用となります。

## 保育を必要とする事由 保護者について次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合



また、入園の手続きについては、これまでと時期や流れが大きく異なることはありません。詳しくは6~7ページをご覧ください。

# 地域子ども・子育て支援事業について



地域子ども・子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭を対象とした支援となっています。現在、横須賀市で実施している主な事業は次のとおりです。今後、横須賀市の実情に応じた支援を計画的に整備、実施していきます。

事業名	概要
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報の提供や相談・援助を実施します。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育園など地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談を実施します。
妊婦健康診査事業	母子保健法に基づき、妊婦に対して健康診査を実施します。
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいる全家庭に、保健師・助産師が訪問し、子育て支援の情報提供や子育ての相談に応じます。
子育て支援ヘルパー	妊娠に伴う疾病や出産後に母親が体力を回復するまでの間で、家事・育児の支援を必要とする家庭に、「子育て支援ヘルパー」を派遣し、安心して日常生活を営むことができるよう相談支援、育児・家事援助などの援助をします。
子育て短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	保護者の入院や育児疲れなどにより一時的に養育困難となったお子様を乳児院・児童養護施設で短期間お預かりします。
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい保護者(よろしく会員)と、預かることのできる人(おまかせ会員)との相互援助活動です。
一時預かり事業	急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合にお子様をお預かりします。幼稚園での教育時間以降の預かりも一時預かり事業となります。
延長保育事業	11時間の開所時間を超えた時間帯の保育です。
病児保育事業	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設されたスペースにおいて、看護師と保育士が医師と連携しながら保育します。
学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の児童(小学生)に対して、小学校の余裕教室、マンション、民家、空き店舗などで様々な遊びや活動をおこないます。

## よい保育施設の選び方10か条

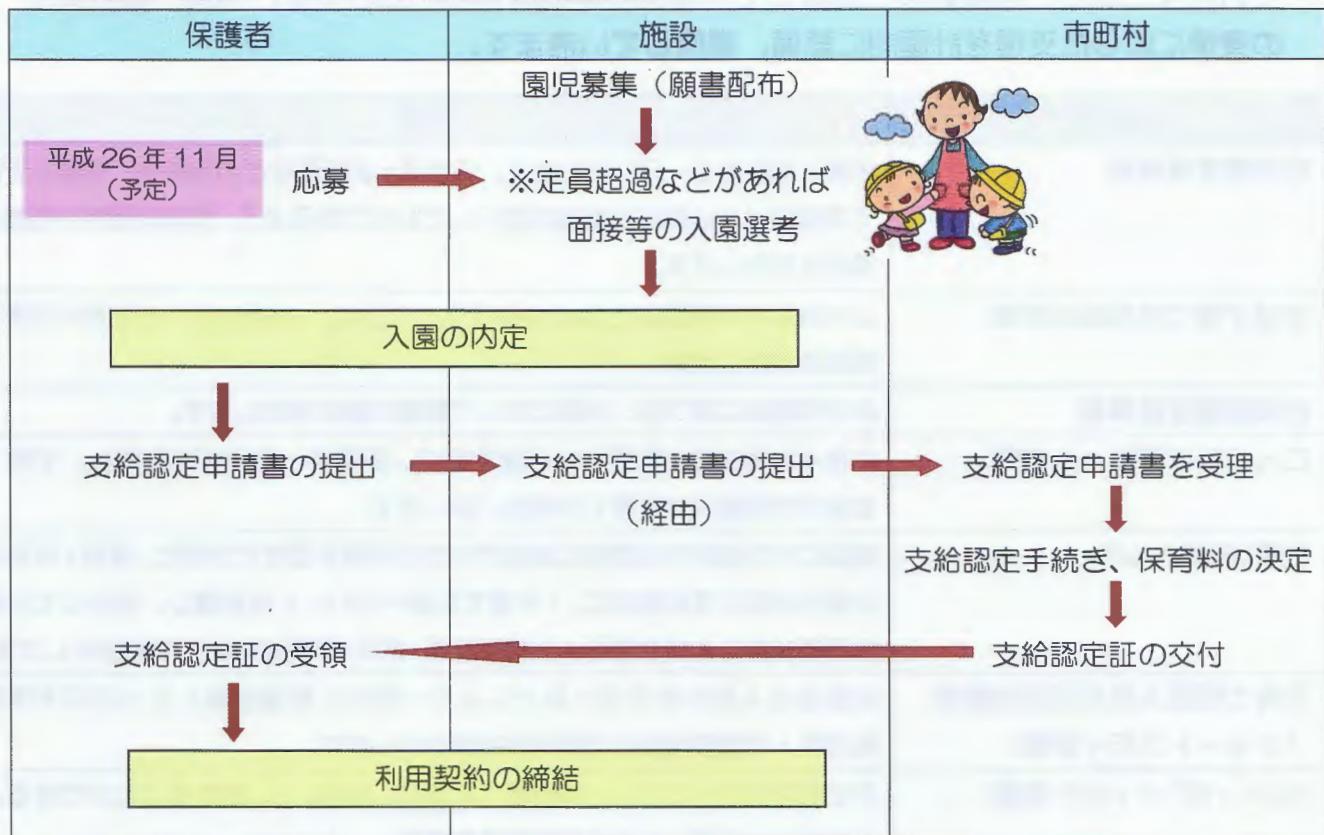
(厚生労働省ホームページより抜粋)

- 1 まずは情報収集を
- 2 事前に見学を
- 3 見た目だけで決めないで
- 4 部屋の中まで入って見て
- 5 子どもたちの様子を見て
- 6 保育する人の様子を見て
- 7 施設の様子を見て
- 8 保育の方針をきいて
- 9 預けはじめてからもチェックを
- 10 不満や疑問は率直に

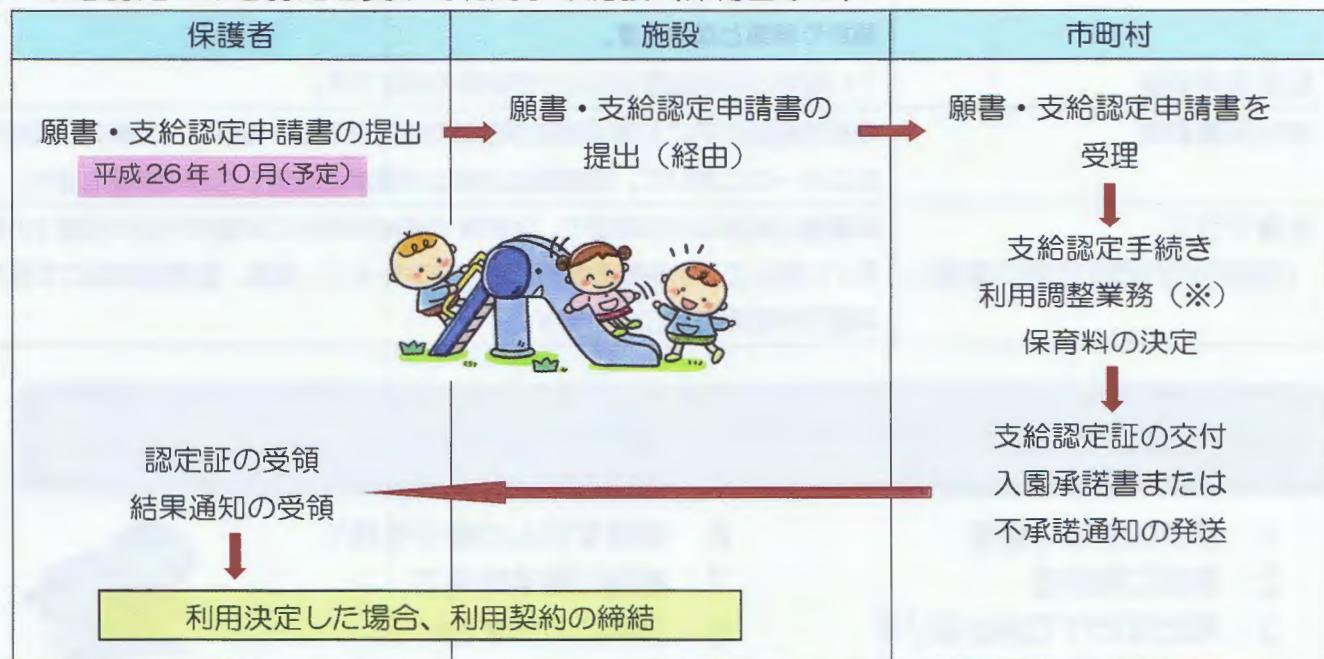


# 平成27年4月から新たに施設などを利用する場合には どうしたらいいの？

## 1号認定を受けて利用する施設（幼稚園など）



## 2号認定・3号認定を受けて利用する施設（保育園など）

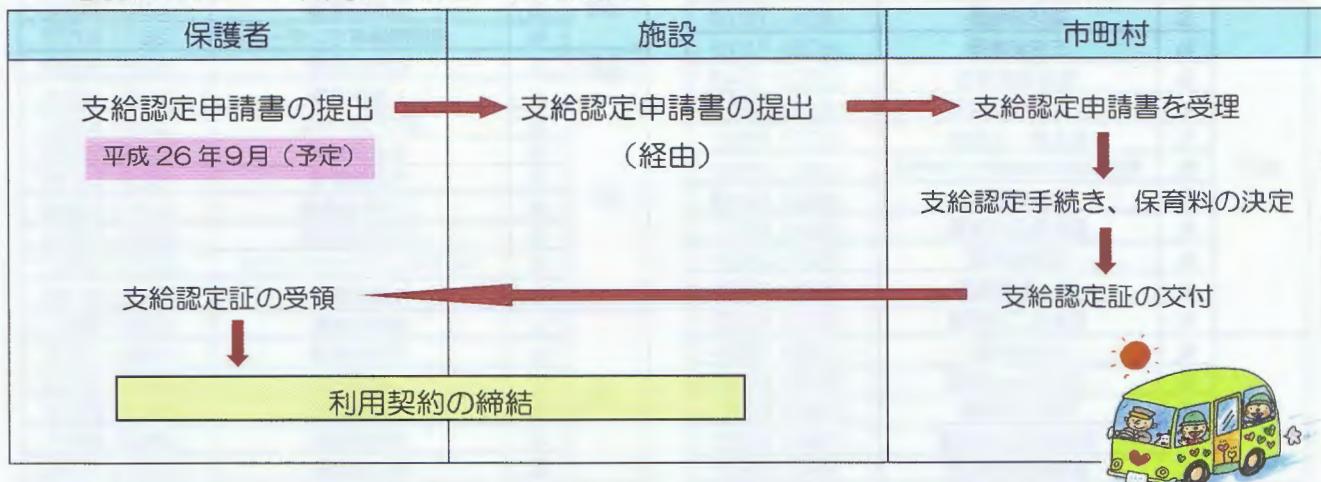


※利用調整業務：提出された認定申請書や保育を必要とする書類などの内容に基づき、市で定める選考基準により、希望保育園へ利用決定者の振り分けをおこないます。

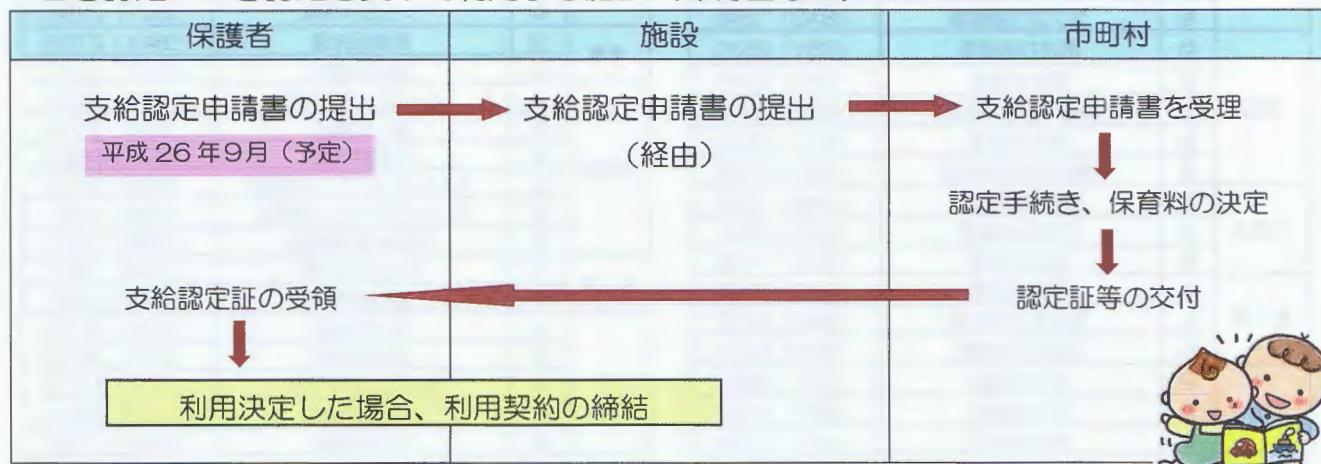
## いま施設を利用している場合の手続きはどうなるの？

現在、幼稚園や保育園を利用していて、27年度も引き続き同じ園を利用する場合、継続利用の確認とともに、支給認定申請をしていただき、市が支給認定証の交付をおこなっていきます。

### 1号認定を受けて利用する施設（幼稚園など）



### 2号認定・3号認定を受けて利用する施設（保育園など）



## 保育料について



給付対象施設や事業を利用する場合の保育料は、国が決める水準を上限に、市町村が設定することになっています。横須賀市においては、現在検討中であり、別途お知らせをする予定です。

また、施設・事業者は、一定の要件のもとで、必要経費（教材費等）を市町村が定める保育料額に加えて徴収することが可能です。

なお、給付対象施設に移行しない幼稚園の保育料については、今までと変わらず、園が定める保育料となります。